

青森県警察本部訓令第1号

警 察 本 部

警 察 学 校

各 警 察 署

青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程を次のように定める。

平成14年2月1日

青森県警察本部長 田 端 智 明

青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程

青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）の規定による青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等については、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成12年3月青森県規則第82号）の例による。

附 則

この訓令は、平成14年2月15日から施行する。